

# くらしの法律救急箱

## 第32回 相続トラブルー寄与分に関するギモン

寄与分とは何ですか。

A1

寄与分とは、共同相続人の中に、被相続人の事業に関する労務の提供など、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたにもかかわらず、被相続人の生前にその対価を得ていなかった人がいた場合に、その人の相続分に、寄与に応じた増加を認める民法上の制度です。

特別の寄与をした相続人に寄与分として相続財産の中から一定の財産を取得させることになるため、残りの相続財産を対象に相続分を算定し、特別の寄与をした相続人は、算定された相続分と寄与分を取得することとなります。

この制度は、共同相続人の公平を図る制度であるため、内縁の妻などの共同相続人でない人が寄与したとしても、この制度の対象外となります。

どのような行為が対象となりますか。

A2

まず、「事業に関する労務の提供又は財産上の給付」「療養看護」が挙げられます。

例えば、相続人である子のうち一人が家業に従事し、

成功に導いたにもかかわらず、貢献の対価が与えられていなかったような場合は「労務の提供」の典型例といえます。

なお、法律に例示されているものに限らず、被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与があるものであれば対象となり得ますが、財産上の効果を伴うもの、すなわち、財産が増加し、あるいは、財産の減少を免れていることが必要です。

また、寄与の程度も、被相続人との身分関係によって通常期待される貢献を超えて、特別の寄与といえるものでなければなりません。

「療養看護」とは、どのような行為をいいますか。

A3

被相続人の病気の世話をすることであり、これによって、財産の減少を免れた（財産を維持した）ことが要件となります。つまり、単に世話をしたというだけでは寄与分とはなりません。

例えば、本来なら看護する人を雇うことが必要とされる場合に、相続人が世話をしたことでの費用を免れたというような場合です。

配偶者が療養看護した場合も認められますか。

Q4



## 弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

A 4

配偶者の場合は、夫婦間の協力扶助義務の範囲に含まれることが多く、特別の寄与に当たるとは極めて少ないと考えられます。つまり、「療養看護」が問題となるのは、主として子どもの場合といえます。

しかし、例えば、長男夫婦が父母と同居し、直接的に長男の妻が義父母の世話をした場合、妻は義父母の相続人ではないので寄与分は認められませんが、妻が夫の行為を補助したものと捉えることができるため、相続人である長男の寄与分を認めてよいと考えられています。

Q 5

寄与したという相続人に対して生前贈与が行われていた場合は、どのように評価されますか。

A 5

その寄与に報いる意味で生前贈与がなされていた場合は、寄与については清算が行われているので、寄与分として評価されません。それが寄与に対する補償として不十分であったと認められる場合は、不十分な部分について寄与分として評価されると考えられます。

わずかな報酬で長期にわたり家業に従事してきた相続人についても同様に考え得るでしょう。

Q 6

寄与分を認めてもらうための手続は？

A 6

まずは共同相続人の協議で定めます。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所の審判によって定められます。

ただし、家庭裁判所への寄与分を定める申立ては、遺産分割手続（調停・審判）の中で行うことになり、寄与分は遺産分割をするための前提事項として扱われます。

Q 7

寄与分として、どの程度の金額が認められるのでしょうか。

A 7

寄与分を算定するための方式は定められていません。例えば、無償で付添介護を続けた場合は、介護報酬基準額を基に日数を掛けて算定する方法がありますが、具体的な額については、遺産の総額、財産の維持・増加との因果関係の有無、その他の諸事情を総合して裁判所が判断することになります。そのため、遺産に占める割合が説明される程度で結論としての金額のみが示される場合が多く、算定の過程について客観的な評価基準を見出しにくいのです。

共同相続人や裁判所に寄与を十分に理解・評価してもらうためには、根拠をもって積極的な主張を行うことが必要といえるでしょう。